

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、 「正確な住所の届出」が必要です！

- 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、
選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。
引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、
必要な手続を行ってください。
- 「転出届」は、マイナポータルを通じて
オンラインで提出できます。



(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処されることがあります。)



◆住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

<オンラインでの届出(推奨)>

引越し前の
市区町村

[転出前に]
マイナポータルを通じ
オンラインで転出届を提出する
(窓口で行う必要がありません)



引越し先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
マイナンバーカードを提示の上
転入届を提出する※1

<窓口での届出>

引越し前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る※2



引越し先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて※3
転入届を提出する

◎同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から14日以内に]
窓口で転居届を提出する※1

※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために
来庁予定の連絡ができます。

※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りは
ありません。

※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを
提示してください。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。